

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（平成28年度第4回会議）
開 催 日 時	平成28年11月30日（水） 午後2時00分から午後3時45分
開 催 場 所	市庁舎低層棟2階 201会議室
出 席 者 の 氏 名	杉山 浩子、八原 啓子、福田 春美、野嶋 栄一郎、 菊池 義信、藤井 康子、岡部 富美江、梅沢 好文、 水野 良司、藺田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	（1） 所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担について （2） その他
会 議 資 料	資料 5：国基準・市基準 保育料徴収基準額表の比較（差し替え） 資料 9：県内他市との比較（差し替え） 資料13：第4回会議における説明スライドの概要 資料14：保育料の構造 資料15：国階層と市階層 ●市階層の区切りの見直し 資料16：階層区切りをずらした場合の効果
担 当 部 課 名	こども未来部長 本田 静香 こども未来部次長 及川 利美 保育幼稚園課 課 長 町田 真治 主 幹 野上 進 副主幹 小山 貴之、新井 恵美子 主 査 正月 誠、中尾 麻衣子 主 任 北丸 淳子、粕谷 洋平 こども未来部保育幼稚園課 電話04（2998）9126

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	<p>1 開会</p> <p>2 委員紹介 前回欠席された杉山委員の紹介を行った。</p> <p>3 過半数の委員が出席していることから、会議が成立していることを報告した。</p> <p>4 野嶋会長のご挨拶</p> <p><input type="checkbox"/> 会議資料の確認</p> <p>5 議題 (1) 所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担について</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の資料の訂正 資料9に基づき、新制度に対応した新たな保育料のあり方、今回の保育料改定の基本的な考え方3点（①国が示した保育料のあり方に対応する、②保育料総額は現行水準を維持する、③個別の保育料額が過度な負担や急激な増額にならないように配慮する）について説明した。</p>
会長	<p>今までの説明に対して、ご意見はありますか。</p> <p>～質問なし～</p>
事務局	<p>資料14、資料4、資料5、資料7に基づき、今後の審議に必要なと思われる事項について、補足の説明をした。</p> <p>ここまでの内容で質問等がございましたらお願いいたします。</p>

委員	資料5の77, 101円など国基準と市の基準は2号・3号は金額が同じなのに、市の基準は77, 100円でいいのですか。下の段の1号認定ですが。
事務局	階層の区切りの部分ですね。市の階層の表の税額については、訂正がございませんので、このままです。
委員	2号・3号は国基準と同じ金額で、市の基準の階層の区分けが、線引してありますよね。
事務局	資料5の下段の市の階層区分と国の階層区分の金額が同じということですか。
委員	そうではなくて、2・3号は、金額は一緒ではないですか。
事務局	下の部分も訂正しないとイケないところでした。申し訳ございません。説明が難しいのですが、上段の表は国基準、下段の左右の表が所沢市の保育料の表なのですが、参考値として所沢市の表の中に国の区切りを入れさせていただいておまして、下段の左側の表の中にC8の右側に77, 100円という区切りが入っており、国の階層を参考までに入れたのですが、77, 101円です。その下C9のところに、211, 200円というのがありますが、211, 201円と訂正が必要になります。再度差替えをさせていただきます。
会長	それでよろしいですか。
委員	はい。あともう一点よろしいですか。 総額では変えないということは、階層の下の方が上がったら、上が下がるということですか。
事務局	全体として総額を変えないということなのですが、これからのご審議の内容によって、上がる世帯下がる世帯がどうしても出てきてしまうので、今後どのような変動があるかというのを、ご確認いただきながらご審議を進めていただくということになるかと思います。
委員	ありがとうございます。

会長	他の委員の方は何かありますか。
委員	書いてあるのは所得税だと思うのですが、実際のところ年収いくらからいの方が保育園に預けていて、どの層が一番多いのですか。それによっても階層を変えらして、収入によっても変わってくるのではないかと思います。検討するのであれば、違ってくるのではないかと思います。
会長	スタンダードは国が示していますから、それを使わなければ。
委員	会長のおっしゃることはわかります。当然スタンダードに合わせますが、私達が見てもいくらからいの人がそうなのかがわからないのですが。
会長	それは、表として見せる部分があるんじゃないかということですね。
委員	もしかしたら、こんなに分けなくても、もっと簡単に検討しやすく、階層を分けると言っていましたよね。階層をどうするか。国より細かく分けていらっしゃいますが、例えば年収の50万ごとに分けているとか基準のベースがあるのですか。所得税ではバラバラに増えていますよね。
事務局	〔 資料5に基づき、国の推定年収から階層の区切の説明をした。〕
委員	ありがとうございました。
会長	どうもありがとうございました。
事務局	〔 資料8（年少扶養控除について）、資料15に基づき、 ①年少扶養控除の再計算の廃止について説明をした。 ここまでで質問はありますか。〕
	～質問なし～
事務局	次の説明に進めさせていただきます。 〔 資料5、資料15に基づき、②階層の区切りの見直しについて説明をした。〕

<p>会長</p>	<p>表を1つずらすことで、全部を説明できることではないということですが、何らかの形で、国の基準に近付けたいということと、実質的には変わらないという方向でもっていきたいということですよ。細かな調整については後でやるということですね。どうぞ質問下さい。</p>
<p>委員</p>	<p>国の階層は、何年ぐらい変更になっていないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>新制度に移行する際に、元々所得税の税額から市民税所得割額の税額に変えるという作業がありましたので、国基準の階層表になっているのは平成27年4月からの適用ということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>その前の階層はそれほど変わらなかったということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には国の方も中身としては、推定所得収入があって、そこから所得税で出していたものを市民税に置き換えたかたちで移行していますので、基本的には同じ水準で移行しています。</p>
<p>委員</p>	<p>国が改正をコロコロ変えれば市も変えなければいけないので、変える意味がないのではないですか。国はそんなに変わらないのですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>所沢市がやりたいことは、国の階層区分と合わせたかたちをとりたい。国が元々の階層区分を変えたらまた市が階層を変えなければいけない。結局追いかけてこになってしまうのではないかという意味合いでよろしいですね。元々保育料の算定というのは所得税で保育料がいくらという書き方をしていたのが、新しい制度になった時に、所得税ではなく市民税でいくらと表を組み変えていったというのが大きなポイントになるのですが、区分自体は所得税で8区分、今度新制度になって市民税で8区分ということで区分自体は8ということで、区分を細かくしたということではないのです。国が今示しているのを大きく変えるということは考えにくいと思われます。</p>
<p>委員</p>	<p>年少扶養控除をなくすということは、お子さんが沢山いる方は保育料が下がっているが、そうでない方はそれなり。今後はお子様が増えなくても保育料については、お子様が沢山いる方</p>

事務局	<p>は、今までは少し利益があったがこれからはなくなるということですか。</p> <p>資料14の多子世帯の軽減については、次回以降にご審議をいただきたいと考えております。この後また個別に年少扶養控除再計算をやめて、階層をずらしてばらつきが出ますということをご説明させていただきますが、お子様が多い世帯ほど上がる傾向に出してしまうので、軽減率の方でどういう風にカバーできるかということを次回以降でご審議いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>どうぞ続けて下さい。</p>
事務局	<p>次に進めさせていただきます。</p> <p>〔資料16に基づき、階層を見直した場合の説明をした。〕</p> <p>最後の階層が少しバラバラに上がる世帯、下がる世帯が出てくるというご説明をしましたが、この点についてご質問等がありましたらお願い致します。</p>
会長	<p>質問をお願い致します。</p>
委員	<p>基本的な考え方はわかったが、数字がからんでくるともう一度読み直して理解しないと。</p>
委員	<p>総額が変わらないので、階層を変えたりすれば下がる場所もあれば上がる場所もあるので、やむを得ないということですね。</p>
委員	<p>例えばどこかが負担しなければいけないということになると、どこかが増になりますので、その説明については。</p>
事務局	<p>保護者の方に見えづらい制度になっていることのご説明は、年少扶養控除の再計算をすることが保護者の方に見えづらい制度になっているのですが、今後多子世帯の軽減策を検討していく際には、もう少し見えやすく、自分が軽減されていると実感できるようなわかりやすい制度にしていきたいと考えております。年少扶養控除の再計算をやめれば、見えづらい制度ではなくなるということになります。</p>

委員	多子世帯の方が、逆に軽減が多いという風にした方がこれからはいいと思うので、それだけはお願いしたいと思います。
委員	そうですね。基本的な考え方をおおよそ理解して、増減額が出てくることがある。増はどうするかというのは、次回に説明があるということで、トータルで考えてやっていかないと。基本的な考え方がわかったということで、細かい事については次回また資料を出して説明を宜しく申し上げます。
会長	<p>ある程度は理解できるのですが、スライドさせればいいというのは、やってみたらこうだということであって、帳尻があうような、市で使える範囲の難しさをないといけない。国のアベレージに揃えるというのは仕方がないと思います。できるだけ省エネルギーでできるならばそちらに穏便にすませておいて、問題は飛び出してくる個別の不利がないように、調整してでこぼこをなくしていくようにすることだと思います。</p> <p>理解を深めるためにこれは聞いておきたいということがあれば、皆さん遠慮なく質問して下さい。</p>
委員	これはどの階層の方が一番多いのですか。
事務局	28年度の保育料の算定については、C12階層が多いという状況にあります。年度で変わってきますので、階層は今年度ということでご理解いただければと思います。
委員	61. 5%の分母と分子は何ですか。
事務局	国基準で保育料の上限値というのが一人一人に定められるのですが、国基準でマックスいくらというのに対し、実際に市が徴収している保育料の額がいくらになるかということです。
委員	61. 5%というのは、決まっているのですか。
事務局	決まっているわけではありません。
委員	年少扶養控除の再計算廃止ということと、階層の見直しということで私は了解しました。

<p>会長</p>	<p>本日のご説明と皆さんの了解はある程度次回の会議で中途半端なところは補正し、次回の問題点はご提案になりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>多子世帯の保育料軽減策ということで、資料14の軽減率を次回以降でご審議いただくようにまたご提案をさせていただければと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、保育料の改訂に関する重要点に関しては、市の側としてはここまで説明しました。次回、今回の疑問点も含め、軽減率に関する議論をしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の保育料の改訂の中で、基本的方針を冒頭で3つご説明をさせていただいたと思いますが、国が定めている内容に所沢市はできるだけ近づけていきたいという考え方、総額は変えない方向で進めていきたいという考え方、あまり金額が上がり下がりがないことに配慮していきたいという基本方針だけはそれでよろしいでしょうか。年少扶養控除、区切りの部分の点についても、今回ご説明した中で、お子さんが多い世帯については、どうなるのかというところがご不満のようなので、次回もう少しわかりやすい資料をご用意するということがよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>市の側としては、次の説明を。よろしいですか。 本日の会議では年少扶養控除の再計算の廃止、階層の見直しについて議論し、保育料の改訂に関する所沢市の考え方を説明されました。次回以降の議論は本日のポイントを踏まえて、子どもの多い世帯の保育料の軽減策について、更につっこんだ提案をしていただき議論をしていただくということで、次につなげたいと思います。また議論に必要な資料は、次回まで事務局に用意していただくということよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の運営審議会を開催日について、具体的な日時は決まっていますが、決まり次第早めにお知らせしたいと考えております。</p>

	<p>委員（副会長）の退任の報告</p> <p>所沢市保育園等運営審議会条例第3条第2項第2号の選出区分である児童委員について、児童委員改選に伴い、当審議会の委員についても退任されることとなりました。</p> <p>退任委員（副会長）による挨拶</p>
事務局	<p>副会長ありがとうございました。副会長の後任につきましては、次回の審議会で選出したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>先程次回の会議については、事務局からできるだけ早い時期に日程をお知らせいただけたらと思います。</p> <p>これで本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返し致します。</p>
事務局	<p>大変長い時間お疲れ様でした。以上をもちまして、平成28年度第4保育園等運営審議会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり大変ありがとうございました。</p>